【規程番号　神女院Ｖ－001】

神戸女子大学大学院研究生規程

第１条　この規程は、神戸女子大学大学院学則第36条に基づき、研究生に関する必要な事項を定める。ただし、外国人大学院研究生については別に定める。

第２条　研究生は、部局長等会議の意見を聴き学長が許可する。ただし、学長は、許可に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

第３条　研究生の許可の時期は特に定めず、出願に応じて審議する。

第４条　研究生を志願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位を有する者、又はこれと同等以上の学力を有する者で、特定の事項に関して指導を受け研究しようとする者。

(2) 特定の事由を有する者で、研究科長が承認する者。

第５条　研究生志願者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 研究生願書

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書

(4) 写真１枚（3か月以内に写したもの）

第６条　研究生の研究期間は特に定めないが、１年を超えてさらに研究を継続する必要があるときは、研究期間の延長を願い出ることができる。

２　前項の願い出を行う者は、第５条に定める書類のうち、第１号及び第４号の書類を提出しなければならない。

３　第１項の願い出があったときは、部局長等会議の意見を聴き学長が研究期間の延長を許可する。ただし、学長は、許可に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

第７条　研究生が研究を中止しようとするときは、その理由を付し、指導教員、研究科長を経て、学長に願い出なければならない。

第８条　研究生を許可された者の授業料は半期、家政学研究科 35,000 円、文学研究科 30,000 円、健康栄養学研究科 35,000 円、看護学研究科 40,000 円、心理学研究科 35,000 円とし、所定の期日までに納付しなければならない。なお、実験・実習などに要する費用は別に徴収することがある。

第９条　研究報告書を提出した者には、願い出により研究証明書を交付する。

第10条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成３年４月１日より施行する。

附　則

この規程は、平成 14 年４月１日より施行する。

附　則

この規程は、平成 16 年４月１日より施行する。

附　則

この規程は、平成 18 年 12 月 21 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。

【規程番号　神女院Ｖ－002】

神戸女子大学大学院外国人研究生規程

第１条　この規程は、神戸女子大学大学院研究生規程に基づき、研究を希望する外国人（以下「外国人研究生」という。）の受け入れに関し、必要な事項を定め、学術交流の促進と学術の進展に寄与することを目的とする。

第２条　外国人研究生の受け入れは、国際交流推進委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が許可する。ただし、学長は、許可に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

第３条　外国人研究生を受け入れる時期は特に定めず、出願に応じて審議する。

第４条　外国人研究生を志願できる者は、永住権を持たない者で、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位を有する者、又はこれと同等以上の学力を有する者で、特定の事項に関して指導を受け研究しようとする者。

(2) 特定の事由を有する者で、研究科長が承認する者。

第５条　外国人研究生の志願者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 研究生願書

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書

(4) 写真１枚（3か月以内に写したもの）

(5) 出身大学長等による推薦書（書式自由）

(6) 健康診断書（病院・保健所・診療所又はこれに準ずる医療機関の医師が出願３か月以内に作成したもの）

(7) 研究に必要な言語能力を客観的に証明する書類（出願書類に明記されているもの）

(8) 住民票の写し（提出）及び在留カード（提示）

(9) 保証人誓約書（所定の用紙）

第６条　外国人研究生の研究期間は１年又は半年とする。ただし、１年を超えてさらに研究を継続する必要があるときは、研究期間の延長を願い出ることができる。

２　前項の願い出を行う者は、第５条に定める書類のうち、第１号及び第４号の書類を提出しなければならない。

３　第１項の願い出があったときは、国際交流推進委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が研究期間の延長を許可する。ただし、学長は、許可に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

第７条　外国人研究生が研究を中止しようとするときは、その理由を付し、指導教員、研究科長を経て、学長に願い出なければならない。

第８条　外国人研究生として受け入れが許可された者の授業料は半期、家政学研究科 35,000 円、文学研究科 30,000 円、健康栄養学研究科 35,000 円、看護学研究科 40,000 円、心理学研究科 35,000 円とし、所定の期日までに納付しなければならない。なお、実験・実習などに要する費用は別に徴収することがある。

第９条　研究報告書を提出した者には、願い出により研究証明書を交付する。

第10条　この規程の改廃は、国際交流推進委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、令和４年４月１日より施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日より施行する。

神戸女子大学大学院聴講生規程

第１条　この規程は、神戸女子大学大学院学則第37条に基づき、聴講生に関する必要な事項を定める。

第２条　聴講生は、部局長等会議の意見を聴き学長が許可する。ただし、学長は、許可に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

第３条　聴講生の許可は、学期初めにこれを行う。

第４条　聴講生を志願できる者は、学士の学位を有する女子、又は聴講する科目分野について相当の知識及び経験を有する女子とする。

第５条　聴講生の聴講できる科目は、当該年度に開講されている科目（ただし、実習及び論文指導に関する科目を除く。）に限り、通年科目の場合は３科目以内、セメスター制の科目の場合は１年を通じ６科目以内とする。

第６条　聴講生志願者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 聴講生願書

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書

(4) 写真１枚（３か月以内に写したもの）

第７条　聴講生の就学期間は１年とする。

２　年度を改め引き続き聴講生となることを希望する者は、改めて前条の手続きを行わなければならない。ただし、第２号及び第３号の書類の提出は不要とする。

第８条　（削　除）

第９条　聴講生を許可された者は、所定の期日までに聴講料を納めなければならない。

２　聴講料は、次のとおりとする。

１単位につき 10,000 円。実験実習費は実費を徴収することがある。

第 10 条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 18 年 12 月 21 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

神戸女子大学大学院科目等履修生規程

第１条　この規程は、神戸女子大学大学院学則第38条に基づき、科目等履修生に関する必要な事項を定める。

第２条　科目等履修生は、部局長等会議の意見を聴き学長が許可する。ただし、学長は、許可に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

第３条　科目等履修生の許可は、学期初めにこれを行う。

第４条　博士前期課程及び修士課程の科目等履修生を志願できる者は、学士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。

２　博士後期課程の科目等履修生を志願できる者は、修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。

第５条　科目等履修生の履修できる単位数は、１年を通じ20単位以内とする。

第６条　科目等履修生志願者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 科目等履修生願書

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書

(4) 写真１枚（３か月以内に写したもの）

第７条　科目等履修生の就学期間は半期又は１年とする。

２　年度を改め引き続き科目等履修生となることを希望する者は、改めて前条の手続きを行わなければならない。ただし、第２号及び第３号の書類の提出は不要とする。

３　神戸女子大学に在学する学生については、科目等履修料は免除とする。ただし、実験実習費は実費を徴収することがある。

第８条　科目等履修生は、履修科目につき試験を受けることができる。試験に合格した場合は単位を与え、願い出により単位修得証明書を交付する。

第９条　科目等履修生を許可された者は、所定の期日までに科目等履修料を納めなければならない。

２　科目等履修料は、次のとおりとする。

１単位につき 12,000 円。実験実習費は実費を徴収することがある。

第 10 条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 18 年 12 月 21 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

【規程番号　神女院Ｖ－005】

神戸女子大学大学院長期履修学生に関する取り扱い規程

（趣旨）

第１条　この規程は、大学院設置基準第４条及び神戸女子大学大学院学則第３条第３項の規定に基づき、特別の事情により、標準修業年限で課程を修了することが困難な学生に対して、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修する者（以下、「長期履修学生」という。）に関して、必要な事項を定める。

（申請資格）

第２条　長期履修学生として申請できる者は、職業を有している者、若しくは家事、育児、介護等への従事などの理由により履修や研究の時間が著しく制限されている者及び入学時においてその見込みである者、又は研究の性質上、長期にわたる教育研究期間を要する者に限る。

（長期履修の期間）

第３条　長期履修の期間は、修士課程及び博士前期課程においては３年又は４年、博士後期課程は４年、５年又は６年とする。

２　年度途中を始期とする長期履修学生の申請は認めない。

３　在学生があらたに長期履修を希望する場合、長期履修の最長期間は標準修業年限の残余期間の２倍までとする。長期履修期間を終了したのち、なお在学している場合は、長期履修学生に関する取り扱いは適用されない。

（申請手順）

第４条　長期履修を希望する者は、出願時に長期履修学生登録申請書及び博士後期課程においては長期履修計画書を提出するものとする。

２　在学生において、翌年度から長期履修を希望する者は、当該年度の１月末までに長期履修学生登録申請書及び博士後期課程においては長期履修計画書を教務課に提出するものとする。

（許可）

第５条　長期履修学生の可否については、学長が許可する。ただし、学長は、許可に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

（履修登録の制限）

第６条　修士課程及び博士前期課程において、長期履修学生が１年間に履修登録することのできる単位の上限は、３年計画の者は 20 単位、４年計画の者は 16 単位とする。ただし、履修登録の上限単位数には、集中講義で行う授業科目、専修免許及び専門看護師資格を取得するための授業科目並びに研究指導科目は除く。

（履修期間の変更申請）

第７条　長期履修学生が状況の変化により履修期間を変更する場合は、適用年度の前年度１月末までに長期履修期間変更願い及び博士後期課程においては長期履修変更計画書を教務課に提出しなければならない。長期履修期間変更願いは在学中に１回しか提出できない。

2　長期履修期間における年度毎の修学年数は、標準修業年限の残余期間を長期履修期間の残余期間で除した年数とし、修了には年度毎の修学年数の合計が標準修業年限に達していることを要する。ただし、年度毎の修学年数は１年を超えることはできない。

3　履修期間の変更にかかる審査は当該研究科委員会が行い、学長が許可する。

第８条　長期履修学生が、その資格を喪失したときは、速やかにその旨を研究科長に申し出なければならない。

（授業料）

第９条　長期履修学生の授業料は別に定める。

（雑則）

第10条　この規程に定めるもののほか長期履修学生に関して必要な事項は、部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は決定に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から実施し、平成 20 年度の入学生から適用する。

附　則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から実施し、平成 27 年度の入学生から適用する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

【規程番号　神女院Ｖ－006】

他大学院との単位互換に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学院学則（以下「学則」という。）第39条に基づき、本大学院に在学する学生が、大学院と単位互換に関する協定を結んでいる他の大学院（以下「単位互換協定大学院」という。）の授業科目を履修する場合の、本学内における取扱いに関して必要な事項を定める。

（単位数）

第２条　単位互換協定大学院において履修できる単位数は、学則第21条の３により認定する。

（履修の許可）

第３条　単位互換協定大学院における授業科目の履修を希望する学生は、学長の許可を得なければならない。学長は、部局長等会議の意見を聴き許可を行う。ただし、学長は、許可に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

２　前項に規定する履修の許可は単位認定を前提とし、教育上の有益性を考慮の上、単位互換協　定大学院の定める条件の範囲内で行うものとする。

（単位の認定等）

第４条　試験、成績評価及び単位の授与は、単位互換協定大学院の定めるところによる。

２　単位互換協定大学院で修得した単位は、第2条に従い、本大学院の単位として認定する。

（履修の許可及び認定単位の取消）

第５条　次の各号の一に該当する場合、単位互換協定大学院と協議の上、授業科目の履修の許可及び認定した単位を取消す場合がある。

(1) 履修授業の同一時間帯等に、本大学院又は単位互換協定大学院の他の授業科目を履修していた場合。

(2) 認定単位数の上限超過等の理由により、本大学院が当該授業科目を認定しない場合。

(3) その他、履修の許可及び単位認定の要件を満たしていなかった場合。

（成績の証明）

第６条　成績及び単位修得の証明等は、原則として本大学院が行う。

（単位互換協定大学院での取扱）

第７条　単位互換協定大学院での取扱いに関して必要な事項は、当該単位互換協定大学院の定めるところによる。

（改廃）

第８条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

【規程番号　神女院Ｖ－007】

神戸女子大学大学院における単位互換生受入規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学大学院学則（以下「学則」という。）第39条に基づき、本大学院と単位互換に関する協定を結んでいる他の大学院等の学生が本大学院における授業科目（以下「単位互換科目」という。）を履修する場合の、本大学院内における取扱いに関して必要な事項を定める。

（受入れ）

第２条　単位互換に関する協定に基づき、他の大学院等に在学する学生が、単位互換科目の履修を希望するときは、教育上支障のない範囲内において、当該学生を受入れるものとする。

２　前項により受入れる学生は、本学構内において受講する単位互換科目にあっては女子に限る。

（受入れ学生の身分）

第３条　前条により受入れる学生の身分は、単位互換生として取り扱う。

（受入れ期間）

第４条　受入れ期間は、当該単位互換科目の履修が継続する学期間とする。

（身分の消失）

第５条　当該学生が所属する大学院（以下「所属大学院」という。）において、休学、退学又は除籍等の学籍異動があった場合は、その異動日付をもって、単位互換生としての身分を失うものとする。

（単位互換科目）

第６条　履修できる単位互換科目は、別に定める。

２　単位互換科目の履修条件等は、本大学院の学生に準ずるほか別に定める。

（受入れ人数）

第７条　受入れ人数は単位互換科目毎に、別に定める。

（出願）

第８条　単位互換生として本大学院の単位互換科目の履修を希望し、所属大学院の許可を得た者は、所定の期間内に、出願手続きを行わなければならない。

（選考）

第９条　前条の出願手続きを行った者に対して、必要に応じて選考を行うことがある。

（単位の認定等）

第10条　単位互換科目の試験、成績評価及び単位の授与は、本大学院の学生に準ずる。

２　本大学院において修得した単位互換科目の所属大学院における単位の認定は、当該所属大学院の定めるところによる。

（履修及び単位の取消）

第11条　次の各号の一に該当する場合、所属大学院と協議の上、単位互換科目の履修の許可及び認定した単位を取消す場合がある。

(1) 履修授業の同一時間帯等に、本大学院又は所属大学院の他の授業科目を履修していた場合。

(2) 所属大学院の認定単位数の上限超過等の理由により、本大学院が当該単位互換科目を認定しない場合。

(3) その他、履修の許可及び単位認定の要件を満たしていなかった場合。

（成績の証明等）

第12条 成績及び単位修得の証明等は、原則として所属大学院が行う。

（授業料等）

第13条 授業料の取扱いは以下のとおりとする。

(1) 授業料は徴収しない。

(2) 実習、実技等において特別にかかる費用については、実費を徴収することがある。

（規程の準用）

第14条 単位互換生には、この規程のほか、修業年限、卒業その他学籍異動、学位、資格及び授業料等に関する事項を除き、本大学院の大学院学則及び大学院諸規程等を準用する。

（所属大学院内における取扱）

第15条 単位互換生の所属大学院内における取扱いに関して必要な事項は、所属大学院の定めるところによる。

（改廃）

第16条 この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

【規程番号　神女院Ｖ－008】

神戸女子大学大学院授業料等免除規程

（目的）

第１条　神戸女子大学大学院において高度な能力を養い、優れた人材を育成するために、次の各号に該当する者に対し、毎年審査の上授業料等を免除する。

(1)「授業料等免除Ａ1」人物並びに学業成績が優秀で勉学意欲のある者。

(2)「授業料等免除Ｂ1」博士後期課程大学院生においては博士学位の取得が期待される者。

(3)「授業料等免除Ａ2」、「授業料等免除Ｂ2」経済的に困窮している者で経済的支援により、能力がより発揮されると期待できる者。

（対象者）

第２条　この規程は、神戸女子大学大学院の学生に適用する。

２　(1)「授業料等免除Ａ1」、「授業料等免除Ａ2」、は、修士課程及び博士前期課程大学院生を対象とする。

(2)「授業料等免除Ｂ1」、「授業料等免除Ｂ2」、は、博士後期課程大学院生を対象とする。ただし、上記１号内、２号内は、重複して適用を受けることはできない。

３　この規程の適用を受けた者は、行吉学園奨学金規程及び神戸女子大学大学院外国人留学生授業料減免規程の適用を受けることができない。

４　本学園の教職員は、神戸女子大学大学院授業料等免除規程の適用を受けることができない。

５　「授業料等免除Ａ2」、「授業料等免除Ｂ2」は、次の（1）又は（2）の家計基準（主たる家計支持者（学生本人の父母又はこれに代わって家計を支えている者をいう。）の収入金額で、給与所得者は源泉徴収票の支払金額とし、給与所得者以外は確定申告書等の所得金額とする。以下同じ。）に該当する学生に対するものとする。

（1）給与所得者　　８４１万円以下

（2）給与所得者以外　３５５万円以下

（免除額等）

第３条　授業料等免除の額は、次の各号とする。

(1)「授業料等免除Ａ1」の免除額は、授業料年額の半額とする。

(2)「授業料等免除Ｂ1」の免除額は、授業料年額と同額とする。

(3)「授業料等免除Ａ2」の免除額は、授業料、教育・施設充実費年額の半額とする。

(4)「授業料等免除Ｂ2」の免除額は、授業料、教育・施設充実費年額と同額とする。

２　授業料等免除は、前期及び後期の２回とし、各々年間免除額の２分の１を免除する。

（手続）

第４条　授業料等免除を受けようとする者は、次の書類を所定の期日までに学生課に提出し、審査を受けなければならない。

（1）授業料等免除申請書

（2）源泉徴収票又は確定申告書等家計基準の金額が確認できるもの（授業料等免除Ａ2、授業料等免除Ｂ2の申込者のみ、毎年提出が必要。）

（審査等）

第５条　審査に関する事項は、学長が所管する。

２　学長は、審査の結果、選考した授業料等免除者について、前条に定める書類を添えて理事長に推薦するものとする。

（免除期間等）

第６条　授業料等の免除期間は、以下のとおりとする。

但し、長期履修学生に関する取扱い規程の適用者については、長期履修を認められた期間を限度とする。

(1)「授業料等免除Ａ1」、「授業料等免除Ａ2」は、2年を限度とする。

(2)「授業料等免除Ｂ1」、「授業料等免除Ｂ2」は、3年を限度とする。

（授業料等免除の中止等）

第７条　「授業料等免除Ａ1」の免除者が、審査要件を満たさなくなった場合は、免除した授業料等相当額を本学に返還するよう求めることができる。

２　「授業料等免除Ｂ1の免除者」が、審査要件を満たさなくなった場合は、免除した授業料等相当額を、「授業料等免除Ｂ1」の免除者が博士後期課程の修業年限経過後5年以内に博士学位を取得しなかった場合は、免除した授業料等の２分の１相当額を本学に返還するよう求めることができる。

３　授業料等免除者が休学又は長期にわたって欠席したときは、授業料等免除を休止する。

４　この規程に定める授業料等免除は、本学園以外から支給される奨学金等との重複を妨げない。

５　在学中授業料等免除者として不適当と認めたときは、学長は部局長等会議の意見を聴き、授業料等免除者としての資格を取り消すことができる。ただし、学長は、取り消しに当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

（運用等の規程）

第８条　この規程に定めのない事項は、部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

２　神戸女子大学大学院授業料等免除に係る選考の方法、対象人数等、この規程に定めのない事項は、別に定める。

（規程の改廃）

第９条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き理事長が行う。ただし、理事長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、昭和61年4月1日より施行する。

附　則

この規程は、平成元年4月1日より施行する。

附　則

この規程は、平成14年4月1日より施行する。

附　則

この規程は、平成20年3月24日から施行する。

附　則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 月 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 28 月 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 月 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2　神戸女子大学大学院奨学金規程は廃止する。

神戸女子大学大学院授業料等免除に関する内規

（趣旨）

第１条　この内規は、神戸女子大学大学院授業料等免除規程に規定された授業料等免除制度を運用するために必要な事項を定めるものとする。

（配分基準）

第２条　年次ごとの授業料等免除の適用人員は、以下とする。授業料等免除の種類は問わない。

(1)「授業料等免除Ａ1」、「授業料等免除Ａ2」の合計適用人員は、修士課程及び博士前期課程の研究科を合算した入学定員を上限とする。

(2)「授業料等免除Ｂ1」、「授業料等免除Ｂ2」の合計適用人員は、博士後期課程の研究科を合算した入学定員の２分の１を上限とする。

(3) 長期履修学生に関する取扱い規程の適用者で、標準修業年数を超えて修業する年次の業料等免除の適用が第１号の規定により困難なときは、年次ごとの定員枠を学長の申請により理事長が増加することができる。

（選考基準）

第３条　年次ごとの選考基準は以下とする。

(1)「授業料等免除Ａ1」の選考に当たっては、各専攻において個別に申請内容の審査を行うものとする。

(2)「授業料等免除Ｂ1」の選考に当たっては、学位取得の可能性に関連して、申請者個々の意思を確認するものとする。

(3)「授業料等免除Ａ2」「授業料等免除Ｂ2」、の選考に当たっては、各専攻において個別に申請内容、家計基準等の審査を行うものとする。

（審査方法）

第４条　前条に規定する選考及び審査は、書類審査及び面接によって行い、研究科長及び専攻主任がこれに当たる。

２　前１項の審査を経た後、研究科委員会において最終審査を行う。

（規程の改廃）

第５条　この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この規程は、平成14年４月１日より施行する。

附　則

この規程は、平成16年４月１日より施行する。

附　則

この規程は、平成17年４月１日より施行する。

附　則

この規程は、平成18年４月１日より施行する。

附　則

この規程は、平成20年 3 月 24 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2　神戸女子大学大学院奨学金規程に関する内規は廃止する。

神戸女子大学大学院外国人留学生授業料減免規程

第１条　この規程は、本学大学院に在学する外国人留学生の経済的負担を軽減し、学業に専念させることを目的とする。

第２条　この規程の適用を受けた者は、神戸女子大学大学院奨学金規程及び行吉学園奨学金規程の適用を受けることはできない。

第３条　授業料の減免を受けようとする者は、授業料減免願書を指定された日までに学長に提出しなければならない。

第４条　減免額は年額 400,000 円とし、前後期の授業料納付期に正規の授業料から同額を差し引いたものを納入するものとする。

第５条　授業料の減免は修士課程及び博士前期課程は 2 年、博士後期課程は 3 年を限度とする。

第６条　授業料の減免を受けた者は、次の事項に該当する場合は、直ちに学長に届け出なければならない。

(1) 休学及び退学

(2) 住所の変更、その他重要事項の変更

第７条　この規程に定めのない事項は、部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

第８条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き理事長が行う。ただし、理事長は、改廃に当たり研究科委員会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

【規程番号　神女院Ｖ－011】

神戸女子大学大学院授業料等未納者の除籍等に関する取扱規程

（目 的）

第１条　この規程は、神戸女子大学学則第 19 条第３号、神戸女子大学大学院学則第 20 条第３号に規定する「授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者」の除籍等手続きを定る。

（除籍とする未納期間）

第２条　除籍理由のうち、「督促してもなお納付しない」期間については当該未納学期の最終月の末日とする。ただし、修了年度後期については当該年度の１月末日とする。

（９月修了見込み学生の取扱）

第３条　９月末修了の対象となる可能性のある学生の「督促してもなお納付しない」期間については、前条の規定にかかわらず別途指定する期日とする。

（未納学期の履修登録、期末試験等の取扱）

第４条　授業料等の未納学期における履修登録や試験の成績及び修得単位は授業料等が納付されるまで保留する。

（納付督促）

第５条　授業料等の納付指定期日までに納付しない者については、その保証人に対して納期経過後督促を行い、第２条または第３条に規定する期日までに納付しない場合は自動的に除籍となる旨告知する。

（除籍の日付）

第６条　除籍の日付は、授業料等が納付されている学期の末日とする。

（除籍の確認）

第７条　除籍の決定に際しては、第２条及び第３条に規定する未納学期最終月の翌月の部局長等会議の意見を聴いて学長が決定し、同月の研究科委員会に報告する。

（除籍の通知）

第８条　前条の確認、報告を経て除籍を決定した場合は、当該学生の保証人に対し第６条に定める日付をもって除籍した旨を第２条に定める日付をもって通知する。

（修得単位の認定）

第９条　本規程に基づいて除籍された者の修得単位の認定は、授業料等の納付が完了した学期までの単位とする。

第 10 条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き、学長が行う。

附　則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行し、平成 14 年度入学生から適用する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

行吉学園神戸女子大学大学院生業績表彰規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学大学院学則の規定に基づき、大学院学生の表彰について必要な事項を定める。

（表彰の対象等）

第２条　表彰は、大学院学生が特に顕著な学問業績を挙げたときに行う。

（表彰対象者）

第３条　表彰対象者は、各研究科ごとに原則として１名とする。

（表彰対象者の選考）

第４条　表彰対象者の選考は、次により行う。

(1) 各専攻において対象となる者を推薦する。

(2) 各専攻より推薦された者を研究科の大学院生業績表彰選考委員会で審査選定する。

（表彰の審議及び決定）

第５条　前条により選定された表彰対象者は研究科委員会で協議のうえ、部局長等会議の意見を聞き、学長が決定する。

（表彰の対象期間）

第６条　表彰の対象期間は前年２月から当該年１月 31 日までとする。

（表彰の方法等）

第７条　表彰は、学長が表彰状及び副賞を授与することにより行う。

２　副賞は、記念品とし、その基準は行吉学園学生表彰規程の別表第２条第１号に準ずる。

３　表彰式は大学院において行い、その方法、時期については別に定める。

（規程の改廃等）

第８条　この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が行う。

２　この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は部局長等会議において定める。

（所管部署）

第９条　表彰に係る事務は、教務課が行う。

附　則

この規程は、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

神戸女子大学大学院家政学研究科修士論文の審査に関する内規

修士論文の審査に関しては、「神戸女子大学学位規程」及び「神戸女子大学大学院家政学研究科規程」によるほかは、この内規による。

1．一年次の10月1日までに指導教員の承認を受けた研究の題目を教務課に届け出るものとする。
2．二年次に中間発表を行う。
3．論文は未発表・既発表を問わない。
4．学位規程第5条、第6条に基づき、学位論文審査委員会を設置して、修士論文の審査及び試験を行うとともに、公開の修士論文討論発表会を行って、審査結果を研究科委員会に報告する。
5．研究科委員会は、学位規程第10条に規定する審査委員会の報告に基づいて、修士の学位授与の可否を審議し決定する。
6．所定の単位を修得しながら、修士論文を提出しなかった者及び修士論文の審査において不合格となった者は、次の学期末に修了する機会が与えられる。その場合は、論文は8月の第4週の金曜日の16時までに必要書類を添えて教務課へ提出するものとする。締切日が休業日に当たる場合は、その翌日とする。
7．論文審査に合格しながら、所定の単位を修得していない者は、その単位の修得を待って修了とする。
8．審査に合格した論文は、大学の図書館に保管し閲覧に供するものとする。但し、複写・貸出は認めない。
9．修士論文の要旨は神戸女子大学紀要と大学のホームページに掲載する。
10. この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この内規は、平成 13 年 6 月 28 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 18 年 9 月 28 日から施行する。（修士論文の保存に伴う改正）

附　則

この内規は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。（修士論文の保管に伴う改正）

附　則

この内規は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学大学院家政学研究科修士及び課程博士提出論文に関する内規

学位申請論文に関しては、「神戸女子大学大学院家政学研究科規程」及び「神戸女子大学学位規程」によるほかは、この内規による。

1．論文の提出に関して、事前に関係教員に相談すること。また、関係教員が不明の場合は、教務課を通じて研究科長に相談すること。
2．論文提出に際しては、査読つき雑誌などに3編程度の論文があることを基準とする。
3．学位申請論文とその要旨は教務課に提出する。
4．論文は未発表・既発表を問わない。
5．論文の形式は、次のとおりとする。
（1）用語
・英文または和文
（2）書式
・A4版、縦位置、横書きとし、上下3.5cm、左3.5cm、右2.5cmの余白を設ける。
・英文の活字は、12ポイント、Timesとする。和文の活字は、10.5ポイント、明朝体とする。
・日本語での論文においても表及び図の説明は、すべて英語で記載する。
・枚数は問わない。
（3）論文内容
・査読つき雑誌に掲載、あるいは掲載予定の原著論文の仕事を中心にまとめたものとする。
・申請論文では、研究の背景と目的を専門外の教員にも理解できるように書き、新たな知見を加え、当該研究領域の理論的見地または実証的見地から見て、そこに創造性が認められること。
・主要論文に関しては、各共著者が担当した役割を明らかにし、当該論文のデータを共著者が学位申請には使用しないことを明記した誓約書を添付すること。
（4）研究倫理
・ヒトを直接の対象とする研究および動物を対象とする研究は、それぞれ神戸女子大学人間を対象とする研究倫理委員会および動物実験委員会をはじめ該当施設の委員会の承認を得たことを明記し、承認番号を記載すること。
6．提出部数
・1編5部　（審査、教務課、家政学研究科用）
ただし、参考として副論文を添えることができる。
・提出論文を PDF で保存した電子データ。
7．要旨
・800 字～1,200 字程度の和文要旨を必要部数提出する。
・要旨は、背景・目的、方法、結果、結論に分けて記載する。
・提出要旨を PDF で保存し、提出論文とは別に電子データとして提出する。

８．この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この内規は、平成21年11月1日から施行する。

附　則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附　則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附　則

この内規は、令和4年10月27日から施行する。

修士・博士論文の形式に関する申し合わせ

１．用語

・英文または和文

２．書式

・Ａ4判、縦位置、横書きとし、上下3.5cm、左3.5cm、右2.5㎝の余白を設ける。

・英文の活字は、12ポイント、Timesとする。和文の活字は、10.5ポイント、明朝体とする。

・タイトル、目次、要約、本文、文献の順にまとめる。図・表は、必要な箇所に挿入する。

・和文論文においても表及び図の説明は、原則としてすべて英語で記載する。博士論文の場合、和文論文の場合には英文要旨を付ける。

・枚数は問わないが、以下の内容で論文をまとめる。

（1）博士前期課程（修士論文）

・専門学術雑誌に掲載された第1著者としての原著論文であることが望ましいが、申請者が専門学会等で1回以上発表、あるいは当該年度末までに発表予定の新たな知見と創造性が認められる内容をまとめる。

（2）博士後期課程（博士論文）

・査読付き雑誌に掲載、あるいは掲載予定の原著論文1編以上を中心に大学院在学中の仕事をまとめる。

・研究の背景と目的を専門外の教員にも理解できるように書き、新たな知見を加え、当該研究領域の理論的見地または実証的見地から見て、そこに創造性が認められるものとする。

３．用語及び単位

・新仮名遣いを用い、人名は原語、薬品名は一般名で表記することが望ましい。

・略語を用いる場合には初出時に必ず full spell を示すこと。度量衡には mm, mg, ml, mol 等の Sl unit を用いること（ただし、必ずしもモル濃度で表記する必要はなく、慣用の mg/dl 等でもよい）。

４．文献の記載方法

・文献は重要なもののみにとどめ、本文中の引用箇所に順次番号をつけ、本文の末尾に一括して、初出順に次のように列記する。

（1）欧文誌も和文誌も、著者名（姓名の順）、論文タイトル、誌名、巻、論文の起始頁－最終頁、西暦発行年号の順に記す。

（2）著者が4名以上の時は、3名までを記載し、それ以上は「～他」あるいは「～et al」として省略する。

（3）雑誌名は Index Medicus に準拠した略名を用い、和文誌には略名を用いない。

（Index Medicus - abbreviations of journal titles;
http://www2.bg.am.poznan.pl/czasopisma/medicus.php?lang=eng）。

（4）単行本の場合は著者名、論文タイトル、書名、版数、編集者名、発行所、発行地、発行年、引用頁（起始頁－最終頁）の順に記す。

［例］

(1) Iwata E,Hotta H,Goto M: The screening method of a bifidogenic dietary fiber extracted from inedible parts of vegetables. J Nutr Sci Vitaminol (Tokyo) 55:385-388,2009.

(2) Miyamoto H,Umemura M,Aoyagi T,et al: Structural reorganization of molecular sheets derived from cellulose Ⅱ by molecular dynamics simulations. Carbohydr Res 344:1085-1094,2009.

(3) 土江節子：栄養評価の指標と基準値－食事調査。病態栄養ガイドブック第1版、日本病態栄養学会編，メディカルビュー社，大阪，2002，123－127.

【規程番号　神女院Ｖ－016】

神戸女子大学大学院家政学研究科修士及び課程博士学位論文の審査基準に関する内規

＊博士前期課程

日ごろの研究指導や研究発表会などを通して、審査委員が総合評価を行い、研究科委員会で適当と判断された論文を合格とする。なお、審査委員は専攻主任の推薦を基に各専攻会議で主査1名と副査2名以上（外部審査委員を含む）を決める。

【審査項目】

1　当該研究領域における修士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているか。

2　論文の記述（本文、図、表、引用文献など）が十分かつ適切であるか。

3　設定したテーマの研究に際して、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察が為されているか。

4　研究の遂行にあたり、該当する生命倫理・安全に関する指針を遵守し、必要な場合には倫理委員会の承認を得ているか。

5　先行研究や資料が適切に取扱われているか。

6　申請者の新たな知見を加え、そこに創造性が認められるか。

＊博士後期課程

家政学研究科博士後期課程において学位申請のため提出された論文の審査にあたっては、審査委員が主に以下の審査項目について、学位請求論文への寄与度等を含めて総合的評価を行い、研究科委員会で適当と判断された学位論文を合格とする。なお、審査委員は専攻主任の推薦を基に各専攻会議で主査1名と副査2名以上（外部審査委員を含む）を決める。

【審査項目】

1　研究テーマの設定が学位に対して妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識と研究方法が明確に示されているか。

2　当該研究領域における博士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているか。

3　論文の記述（本文、図、表、引用文献など）が十分かつ適切であり、研究論文としての形式を備えているか。

4　設定したテーマの研究に際して、問題意識と研究方法が明確に示されており、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察が為されており、学術論文として完成しているか。

5　研究の遂行にあたり、該当する生命倫理・安全に関する指針を遵守し、必要な場合には倫理委員会の承認を得ているか。

6　先行研究や資料が適切に取扱われており、当該研究分野における研究の水準に到達しているか。

7　申請者の新たな知見を加え、当該研究領域の理論的見地または実証的見地から見て、そこに創造性が認められるか。

＊内規の改廃

この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この内規は、平成21年10月1日から施行する。

附　則

この内規は、平成22年4月1日の入学生から適用する。

附　則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附　則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

【規程番号　神女院Ｖ－017】

神戸女子大学大学院家政学研究科課程博士論文の審査に関する内規

課程博士の学位論文（以下「博士論文」という。）の審査に関しては、「神戸女子大学学位規程」及び「神戸女子大学大学院家政学研究科規程」によるほかは、この内規による。

１．学長から博士論文の受理の可否を付託されたときは、研究科委員会の中に予備審査委員会を設置して、予備審査を行う。予備審査委員会の委員は３名とし、論文内容に関連した分野の専攻主任の推薦により家政学研究科委員会で決定する。
２．予備審査委員会は、申請書類の点検、研究歴の調査、論文内容の審査と指導を行い、学位論文審査の可否を家政学研究科委員会に報告する。
３．研究科委員会は、予備審査委員会の報告に基づいて博士論文の受理の可否を決定し、研究科長が学長に報告する。
４．３人指導教員体制の課程博士の場合には上記 1～3 を省略することができる。
５．受理後、学長から博士論文の審査を付託されたときは、研究科長は学位規程第６条に定める学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
６．審査委員は３名以上とし、論文内容に関連した分野の専攻主任の推薦により家政学研究科委員会で決める。主査は論文審査委員の互選で決める。
　ただし、申請論文に関与した教員が審査委員になることは好ましくない。
７．提出された論文は公開博士論文討論発表会前に供覧する。
８．審査委員会は博士論文の審査及び試問を行うとともに、公開の博士論文討論発表会を行って、これらの審査結果を研究科委員会に報告する。
９．研究科委員会は、学位規程第 10 条に基づき、審査委員会の報告により、学位授与の可否を審議し決定する。
１０．この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この内規は、平成 24 年 12 月 13 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、令和６年９月 12 日から施行し、令和６年８月１日から適用する。

神戸女子大学大学院家政学研究科論文博士学位論文の審査に関する内規

論文博士の場合は、「神戸女子大学大学院学則」に従い、博士論文の審査及び学力の確認を行う。

１．論文審査

(1) 学位申請のため提出された論文の審査にあたっては、専攻主任の推薦を基に各専攻会議で主査１名と副査２名以上（外部審査委員を含む）の学位論文審査委員を決める。

(2) 審査委員は公開の博士論文討論発表会を行い、主に以下の審査項目について総合的評価を行い、研究科委員会で適当と判断された学位論文を合格とする。

(3) 審査項目

①研究テーマの設定が学位に対して妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識と研究方法が明確に示されているか。

②当該研究領域における博士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているか。

③論文の記述（本文、図、表、引用文献など）が十分かつ適切であり、研究論文としての形式を備えているか。

④設定したテーマの研究に際して、問題意識と研究方法が明確に示されており、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察が為されており、学術論文として完成しているか。

⑤研究の遂行にあたり、該当する生命倫理・安全に関する指針を遵守し、必要な場合には倫理委員会の承認を得ているか。

⑥先行研究や資料が適切に取扱われており、当該研究分野における研究の水準に到達しているか。

⑦申請者の新たな知見を加え、当該研究領域の理論的見地または実証的見地から見て、そこに創造性が認められるか。

２．学力審査

(1) 専門分野をはじめ総合的な知識に関しては、公開博士論文討論発表会における質問に対する回答をもって評価し、その回答を討論発表会終了後１週間以内に審査委員会に提出する。提出された回答は研究科委員に配付する。

(2) 語学力は、主として英語の読解力で判定する。問題と審査方法は審査委員会に委ねるものとする。

３．この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この内規は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学大学院家政学研究科論文博士提出論文に関する内規

学位申請論文に関しては、「神戸女子大学大学院家政学研究科規程」及び「神戸女子大学学位規程」によるほかは、この内規による。

１．論文の提出に関して、事前に関係教員に相談すること。また、関係教員が不明の場合は、教務課を通じて研究科長に相談すること。
２．論文提出に際しては、査読つき雑誌などに3編程度の論文があることを基準とする。
３．学位申請論文とその要旨は教務課に提出する。
４．論文は未発表・既発表を問わない。
５．論文の形式は、次のとおりとする。
（1）用語
・英文または和文
（2）書式
・A4版、縦位置、横書きとし、上下3.5cm、左3.5cm、右2.5cmの余白を設ける。
・英文の活字は、12ポイント、Timesとする。和文の活字は、10.5ポイント、明朝体とする。
・日本語での論文においても表及び図とその説明は、原則として英語で記載する。
・枚数は問わない。
（3）論文内容
・査読つき雑誌に掲載、あるいは掲載予定の原著論文の仕事を中心にまとめたものとする。
・申請論文では、研究の背景と目的を専門外の教員にも理解できるように書き、新たな知見を加え、当該研究領域の理論的見地または実証的見地から見て、そこに創造性が認められること。
・主要論文に関しては、各共著者が担当した役割を明らかにし、当該論文のデータを共著者が学位申請には使用しないことを明記した誓約書を添付すること。
（4）研究倫理
・ヒトを直接の対象とする研究および動物を対象とする研究は、それぞれ神戸女子大学人間を対象とする研究倫理委員会および動物実験委員会をはじめ該当施設の委員会の承認を得たことを明記し、承認番号を記載すること。
６．提出部数
・１編５部（審査、教務課、家政学研究科用）
ただし、参考として副論文を添えることができる。
・提出論文を PDF で保存した電子データ。
７．要旨
・800 字～1,200 字程度の和文要旨を必要部数提出する。
・要旨は、背景・目的、方法、結果、結論に分けて記載する。
・提出要旨を PDF で保存し、提出論文とは別に電子データとして提出する。

８．この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この内規は、平成21年11月1日から施行する。

附　則

この内規は、平成25年10月24日から施行する。

附　則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附　則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附　則

この内規は、令和4年10月27日から施行する。

神戸女子大学大学院家政学研究科論文博士論文の審査に関する内規

論文博士の学位論文（以下「博士論文」という。）の審査に関しては、「神戸女子大学学位規程」及び「神戸女子大学大学院家政学研究科規程」によるほかは、この内規による。

１．語学力の確認

１）学位を申請しようとする者は、大学院入学試験と同時に行う語学試験に合格していなければならない。

２）研究科の判断により、TOEFL の成績を評価し語学試験の代替とすることも可能とする。

３）語学試験合格と判定されてから 3 年以内に学位を申請する。
但し、大学院博士後期課程に修業年限以上在学し、退学した者が、退学後３年以内に論文提出による学位の審査を申請した時は、語学力の確認を免除できる(学位規程８条２)。

２．学長から博士論文の受理の可否を付託されたときは、研究科委員会の中に予備審査委員会を設置して、予備審査を行う。予備審査委員会の委員は３名とし、論文内容に関連した分野の専攻主任の推薦により家政学研究科委員会で決定する。

３．予備審査委員会は、申請書類の点検、研究歴の調査、論文内容の審査と指導を行い、学位論文審査の可否を家政学研究科委員会に報告する。

４．研究科委員会は、予備審査委員会の報告に基づいて博士論文の受理の可否を決定し、研究科長が学長に報告する。

５．受理後、学長から博士論文の審査を付託されたときは、研究科長は学位規程第６条に定める学位論文審査委員会（ 以下「審査委員会」という。）を設置する。

６．審査委員は 3 名以上とし、論文内容に関連した分野の専攻主任の推薦により家政学研究科委員会で決定する。主査は論文審査委員の互選で決める。但し、申請論文に関与した教員が審査委員になることは好ましくない。

７．提出された論文は公開博士論文討論発表会前に供覧する。

８．審査委員会は博士論文の審査及び試問を行うとともに、公開の博士論文討論発表会を行って、これらの審査結果を研究科委員会に報告する。

９．研究科委員会は、学位規程第 10 条に基づき、審査委員会の報告により、学位授与の可否を審議し決定する。

10. この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この内規は、平成 24 年 12 月 13 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 25 年 11 月 28 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、令和 4 年 5 月 26 日から施行する。

附　則

この内規は、令和 6 年 9 月 12 日から施行し、令和 6 年 8 月 1 日から適用する。

神戸女子大学大学院家政学研究科論文博士論文の審査に関する申し合わせ

１．学位申請予定者の語学力の確認は、大学院入学試験時に行う。語学試験合格と判定されてから３年以内に学位を申請する。

但し、大学院博士後期課程に修業年限以上在学し、退学した者が、退学後３年以内に論文提出による学位の審査を申請した時は、語学力の確認を免除できる(学位規程第８条の２)。

２．研究科長は提出された論文要旨のコピーを家政学研究科委員会開催前日までに家政学研究科委員に配布する。

３.予備審査委員会の設置

論文作成指導教員または論文紹介教員が論文内容を紹介した後、論文内容に関連した分野の専攻主任の推薦を基に家政学研究科委員会で予備審査委員3名を決定する。主査は学位論文予備審査委員の互選により決める。

４.予備審査委員会は、申請書類の点検、研究歴の調査、論文内容の審査と指導を行い、学位論文審査の可否を家政学研究科委員会に報告する。

５．研究科委員会は、予備審査委員会の報告に基づいて学位論文審査委員会を設置する。

６．研究科長は予備審査委員会で承認された論文要旨のコピーを家政学研究科委員に配布する。

７．学位論文審査委員会

１）論文内容に関連した分野の専攻主任の推薦を基に家政学研究科委員会で３名以上(外部審査委員を含む）の学位論文審査委員を決定する。主査は学位論文審査委員の互選で決める。

２）申請論文に関与した教員（論文作成指導教員、論文紹介教員、実験指導教員など）が審査委員（主査・副査）にはなることは好ましくないが、指導教員が審査委員に含まれる場合には、審査委員を４名以上とし、原則1名は外部審査委員とする。指導教員が審査委員長となる場合には、必ず外部審査委員を加えることとする。

３）大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認する。

４）博士論文の審査は､学位授与の申請を受理した日から１年以内に終了しなければならない(学位規程第９条の２)。

８．提出された論文は公開博士論文討論発表会前の一週間以内に回覧に供する。

９．博士論文の審査及び試問と公開の博士論文討論発表会を行う。発表会の日時、場所、論文題目は神戸女子大学ホームページに掲載する。

10. 専門分野をはじめ総合的な知識に関しては、公開博士論文討論発表会における試問に対する回答をもって評価する。

１）申請者は博士論文討論発表会における主な試問に対する回答を討論発表会終了後1週間以内に審査委員会に提出する。

11. 審査委員長は公開博士論文討論発表会における試問に対する回答を家政学研究科委員に配布し、審査結果を家政学研究科委員会に報告し、投票にて合否を議決する。

１）議決を行う研究科委員会は、委員の3分の2以上の出席を必要とする。

２）適格の議決は、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。白票は「否」と見なす。

３）学長への報告には、「合」「否」のみとし、票数は記載しない。

12. 博士論文の全文を原則として機関リポジトリに登録する。

1）審査報告の全文または要約したものも同様に機関リポジトリに公開する。

【規程番号　神女院Ｖ－022】

神戸女子大学大学院文学研究科修士論文及び博士論文の審査に関する内規

修士の学位論文（以下「修士論文」という。）及び博士の学位論文（以下「博士論文」という。）の審査に関しては､「神戸女子大学大学院文学研究科規程」及び「神戸女子大学学位規程」によるほかは、この内規による。

修士論文

１．学長から修士論文の審査の付託を受けたときは、学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

２．審査委員は、専攻主任の推薦を基に専攻会議で主査１名、副査 2 名を決める。主査は審査委員の互選で決める。

３．審査委員会は、公開修士論文討論発表会の結果を踏まえ、修士論文審査及び試験又は学力の確認を行い、審査結果を研究科委員会に報告する。

４．研究科委員会は審査委員会の報告に基づき、修士の学位授与の可否を審査し決定する。

５．この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聞き学長が行う。

博士論文

１．学位論文受理願の提出があり、学長から博士論文の受理の可否の付託を受けたときは、研究科長は、専攻主任会議の検討を経た上で、当該論文について受理するか否かを受理委員会で審議するように付託する。受理委員会は、主として当該専攻の教員がこれにあたる。

２．受理委員会は、申請書類の点検、研究歴、論文内容の検討を行い、その結果を研究科委員会に報告する。可とされた場合は、主査となる教員も併せて報告する。

３．研究科委員会は、受理委員会の報告に基づいて博士論文の受理の可否を決定し、研究科長が学長に報告する。

４．３人指導教員体制の課程博士の場合には上記 1～3 を省略することができる。

５．受理が可とされ、学長から博士論文の審査の付託を受けたときは、研究科長は提出された論文要旨のコピーを文学研究科委員会構成員に配布し、かつ、提出された論文を縦覧に供する。

６．直近の文学研究科委員会において、学位論文審査委員会を設置する。審査委員は、主査１名、副査は当該専攻から互選により１名、他専攻から投票により１名選出する。主査は博士後期課程研究指導教員から選出し、副査のうち少なくとも１名も博士後期課程研究指導教員から選出する。また、必要に応じて本研究科委員以外から副査を加えることができる。

７．審査委員会は、博士論文の審査・学力の確認及び公開の口頭試験を行い、審査報告書を研究科委員会に提出する。

８．学位授与は、博士論文の受理及びその後の審査状況を勘案し、９月及び３月の２回に行う。

９．この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聞き学長が行う。

附　則

この内規は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学大学院文学研究科修士論文の提出に関する内規

修士論文に関しては、「神戸女子大学大学院文学研究科規程」及び「神戸女子大学学位規程」によるほかは、この内規による。

1．論文の提出に関しては、指導教員の指導を受けるものとする。
2．論文の題名は、論文提出予定年度の６月30日までに指導教員の承認を受けたものを、教務課に届け出るものとする。
3．論文の提出期間は、１月11日から１月17日16時までとし、必要書類を添えて教務課へ提出する。締切日が休業日に当たる場合は、その翌日とする。
4．所定の単位を修得しながら、修士論文を提出しなかった者及び修士論文の審査において不合格となった者は、次の学期末に修了する機会が与えられる。その場合は、論文の題名提出を４月10日までとし､論文は７月11日から７月17日16時までに必要書類を添えて教務課へ提出するものとする。締切日が休業日に当たる場合は、その翌日とする。
5．論文審査に合格しながら、所定の単位を修得していない者は、その単位の修得を待って修了とする。
6．論文は未発表・既発表は問わない。
7．論文が受理された者は、指定の日時に口頭試験を受けるものとする。
8．提出論文は、図書館に保管し閲覧に供するものとする。但し、複写・貸出は認めない。
9．論文の執筆要領については、別途定める。
10．この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この内規は、平成元年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成４年３月16日から施行する。

附　則

この内規は、平成５年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成12年７月13日から施行する。

附　則

この内規は、平成14年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成17年７月28日から施行し、平成17年４月１日から適用する。

附　則

この内規は、平成18年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学大学院文学研究科博士論文の提出に関する内規

博士論文に関しては、「神戸女子大学大学院文学研究科規程」及び「神戸女子大学学位規程」によるほかは、この内規による。

１．課程博士の場合、論文の提出に関しては、指導教員に申し出て指導・承認を受けること。

論文博士の場合は、論文の提出に関して、事前に関係教員に相談すること。また、関係教員が不明の場合は、教務課を通じて研究科長に相談すること。

２．課程博士の場合、論文提出の前提条件は、審査組織を持つ学会誌などに発表した１篇を含む３篇程度の論文があることを原則とする。論文博士の場合、論文提出の前提条件は、審査組織を持つ学会誌などに発表した３篇程度の論文があることを原則とする。

なお、主要論文に関しては、各共著者が担当した役割を明らかにし、当該論文のデータを共著者が学位申請には使用しないことを明確にした誓約書を添付すること。

３．論文はその要旨など必要書類をそえて教務課に提出すること。なお、課程博士論文の提出期限は、毎年 12 月 10 日（３月修了）および６月 10 日（９月修了）とする。締切日が休業日に当たる場合は、別に定める。

４．論文は未発表・既発表を問わないが、主に以下の審査項目について総合的評価を行い、研究科委員会で適当と判断された学位論文を合格とする。

なお、当該研究分野における研究倫理に関する指針を尊重していることを前提とし、その確認をおこなうこととする。

（1）研究テーマの設定が博士学位論文として妥当なものであるか。
（2）論文作成にあたって、問題意識と研究方法が明確に示されているか。
（3）当該研究分野において博士として必要な知識を修得し、先行研究の検討と資料の収集をおこなっているか。
（4）論文の記述（本文、図・表、引用文献など）が、博士学位論文としての形式を備えているか。
（5）適切なデータの提示、分析・考察がおこなわれ、論証に成功しているか。
（6）理論的見地あるいは実証的見地から見て、当該研究分野に新たな知見を付け加えているか。

５．論文が受理された者は、指定の日時に口頭試験を受けること。

６．論文の形式は、次のとおりとする。

（1）用　　語	日本文学専攻	日本語
	英文学専攻	日本語又は英語
	日本史学専攻	日本語
	教育学専攻	日本語又は英語
（2）書　　式	日本文学専攻	縦書き、横書き、何れでも可
	英文学専攻	横書き
	日本史学専攻	縦書き、横書き、何れでも可
	教育学専攻	縦書き、横書き、何れでも可

(3) 枚　　数　　日本文学専攻、英文学専攻、日本史学専攻、教育学専攻とも 400 字詰に換算して 300 枚程度の字数を基準とする。なお、英語で書く場合は 65 字×26 行で 150 枚程度とする。

(4) 冊　　数　　主論文のほか、副論文をそえてもよい。

(5) 体　　裁　　提出論文は閲覧に耐えるようにし、表紙に論文題目、学位申請者氏名を記載する。

(6) 提出部数　　教務課に 3 部及び PDF として保存した電子データを提出する。
(なお、別途必要部数の提出を求めることがある。)

(7) 要　　旨　　教務課に 3 部及び PDF として保存した電子データを提出する。
(なお、そのほか別途必要部数の提出を求めることがある。)
要旨は、400 字詰に換算して 10～15 枚程度とする。英語で書く場合、65 字×26 行で 5～8 枚程度とする。

7．この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この内規は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 4 年 3 月 16 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 12 年 7 月 13 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 14 年 6 月 27 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 21 年 7 月 23 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 21 年 10 月 29 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、令和 5 年 1 月 26 日から施行する。

附　則

この内規は、令和 6 年 7 月 11 日から施行する。

附　則

この内規は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学大学院文学研究科修士論文の評価及び学内進学に関する内規

＜修士論文の評価＞

1．論文に関する評価の観点は、以下の項目等とする。

(1) 問題意識の明確さ

(2) 研究テーマに適用した方法の妥当性

(3) 先行研究の整理と評価の妥当性

(4) 資料収集の程度

(5) 検証の妥当性

(6) 論旨の展開における論理性と表現力

(7) 研究領域に対する貢献性

(8) 研究の独創性

＜学内進学＞

2．修士論文の評価が 80 点以上の者で、博士後期課程への進学を希望する者は、筆記試験（口述試験を除く）を免除する。

3．学内進学における筆記試験免除の期間は、博士前期課程修了後 3 年とする。

4．この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この内規は、平成 17 年 9 月 22 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 21 年 9 月 24 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学大学院健康栄養学研究科修士論文の審査に関する内規

修士論文の審査に関しては、「神戸女子大学学位規程（以下「学位規程」という。）」及び「神戸女子大学大学院健康栄養学研究科規程」によるほかは、この内規による。

１．二年次に中間発表を行う。
２．論文は未発表・既発表を問わない。
３．学位規程第5条、第6条に基づき、学位論文審査委員会を設置して、修士論文の審査及び試験又は学力の確認を行うとともに、公開の修士論文討論発表会を行って、審査結果を研究科委員会に報告する。
４．研究科委員会は、学位規程第10条に規定する審査委員会の報告に基づいて、修士の学位授与の可否を審議し決定する。
５．所定の単位を修得しながら、修士論文を提出しなかった者及び修士論文の審査において不合格となった者は、各学期末に学位論文の申請の機会が与えられる。
６．論文審査に合格しながら、所定の単位を修得していない者は、その単位の修得を待って修了とする。
７．審査に合格した論文は、大学の図書館に保管し閲覧に供するものとする。但し、複写・貸出は認めない。
８．修士論文の要旨は神戸女子大学紀要と大学のホームページに掲載する。
９．この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学大学院健康栄養学研究科修士課程提出論文に関する内規

学位請求論文を提出するまでに申請者が満たしておくべき条件として次の２項がある。

１）課程修了に必要な大学院科目の単位修得が見込めること

２）高度の研究能力、およびその基礎となる学識を有することを示す客観的資料があること

学位申請論文に関しては、「神戸女子大学大学院健康栄養学研究科規程」及び「神戸女子大学学位規程」によるほかは、この内規による。

１．論文はその要旨など必要書類をそえて教務課に提出すること。なお、修士論文の提出期限は ２月の第２週の金曜日16時とする。

９月修了の場合は、修士論文の提出期限は８月の第２週の金曜日16時とする。

締切日が休業日に当たる場合は、別に定める。

２．論文は未発表・既発表を問わない。

３．論文の形式は、次のとおりとする。

(1) 用語

・英文または和文

(2) 書式

・A4版、縦位置、横書きとし、上下3.5cm、左3.5cm、右2.5cmの余白を設ける。

・英文の活字は、12ポイント、Timesとする。和文の活字は、10.5ポイント、明朝体とする。

・日本語での論文においても表及び図の説明は、英語で記載することが望ましい。

・枚数は問わない。

(3) 論文内容

・専門学術雑誌に掲載された第一著者としての学術論文であること、もしくは、申請者が専門学会などで発表していることが望ましい。

・申請論文では、研究の背景と目的を専門外の教員にも理解できるように書き、新たな知見を加え、当該研究領域の理論的見地または実証的見地から見て、そこに創造性が認められること。

(4) 研究倫理

・人間を直接の対象とする研究および動物を対象とする研究は、それぞれ神戸女子大学人間を対象とする研究倫理委員会および動物実験委員会をはじめ該当施設の専門委員会の承認を得たことを明記し、承認番号を記載すること。

４．提出部数

・１編３部（教務課、健康栄養学研究科用）

ただし、参考として副論文を添えることができる。

・提出論文を PDF で保存した CD-R１部。

５．要旨

・A4 横書き、日本語または英語で 800 字～1,200 字程度の発表会用要旨を２部と神戸女子大学

紀要掲載用要旨２部を提出する。

・要旨は、背景・目的、方法、結果および考察、まとめ等の項目に分けて記載する。なお、紀要掲載用の要旨は紀要の投稿規定に準じて記載する。

・提出要旨を PDF で保存し、提出論文と同じ CD-R に保存して提出する。

６．この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附　則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附　則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

神戸女子大学大学院健康栄養学研究科修士課程学位論文の審査基準に関する内規

日ごろの研究指導や研究発表会などを通して、審査委員が総合評価を行い、研究科委員会で適当と判断された論文を合格とする。なお、審査委員は専攻主任の推薦を基に専攻会議で主査１名と副査２名を決める。

【審査項目】

1　当該研究領域における修士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているか。
2　論文の記述（本文、図、表、引用文献など）が十分かつ適切であるか。
3　設定したテーマの研究に際して、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察が為されているか。
4　研究の遂行にあたり、該当する生命倫理・安全に関する指針を遵守し、必要な場合には倫理委員会の承認を得ているか。
5　先行研究や資料が適切に取扱われているか。
6　申請者の新たな知見を加え、そこに創造性が認められるか。

＊内規の改廃

この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附　則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

神戸女子大学大学院看護学研究科論文博士学位論文の審査に関する内規

論文博士の学位論文（以下「博士論文」という。）の審査に関しては、「神戸女子大学学位規程」及び「神戸女子大学大学院看護学研究科規程」によるほかは、この内規による。

１．語学力の確認

１）学位を申請しようとする者は、大学院入学試験と同時に行う語学試験に合格していなければならない。

２）研究科の判断により、TOEFL 等の成績を評価し語学試験の代替とすることも可能とする。

３）語学試験合格と判定されてから３年以内に学位を申請する。但し、大学院博士後期課程に修業年限以上在学し、退学した者が、退学後３年以内に論文提出による学位の審査を申請した時は、語学力の確認を免除できる（学位規程８条２）。

２．学長から博士論文の受理の可否を付託されたときは、研究科委員会の中に予備審査委員会を設置して、予備審査を行う。予備審査委員会の委員は３名とし、専攻主任の推薦により看護学研究科委員会で決定する。

３．予備審査委員会は、申請書類の点検、研究歴の調査、論文内容の審査と指導を行い、学位論文審査の可否を看護学研究科委員会に報告する。

４．研究科委員会は、予備審査委員会の報告に基づいて博士論文の受理の可否を決定し、研究科長が学長に報告する。

５．受理後、学長から博士論文の審査を付託されたときは、学位規程第６条に定める学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

６．審査委員は３名以上とし、専攻主任の推薦により、看護学研究科委員会で主査１名、副査２名以上（外部審査委員を含むことができる）を決める。主査は論文審査委員の互選で決める。但し、申請論文に関与した教員が審査委員になることは好ましくない。

７．提出された論文は公開博士論文討論発表会前に供覧できる。

８．審査委員会は博士論文の審査及び試問を行うとともに、公開の博士論文討論発表会を行って、これらの審査結果を研究科委員会に報告する。

９．研究科委員会は、学位規程第 10 条に基づき、審査委員会の報告により、学位授与の可否を審議し決定する。

10．この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この内規は、令和８ 年４ 月１ 日から施行する。

【規程番号　神女院Ｖ－030】

神戸女子大学大学院看護学研究科修士論文の審査に関する内規

修士の学位論文（以下「修士論文」という。）の審査に関しては、「神戸女子大学学位規程」及び「神戸女子大学大学院看護学研究科規程」によるほかは、この内規による。

１．学長から修士論文の審査を付託されたときは、学位規程第6条に定める学位論文審査委員会（ 以下「審査委員会」という。）を設置する。
２．審査委員は3名以上とし、研究主指導教員によって、本看護学研究科の専任教員から推薦された教員を基に、看護学研究科委員会で主査１名、副査２名以上（外部審査委員を含むことができる）を決める。主査は、審査委員の互選で決めるが、研究主指導教員は兼務できないものとする。
３．審査委員会は修士論文の審査及び試験を行うとともに、公開の修士論文討論発表会を行って、これらの審査結果を研究科委員会に報告する。
４．研究科委員会は、学位規程第10条に基づき、審査委員会の報告により、学位授与の可否を審議し決定する。
５．この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学大学院看護学研究科課程博士学位論文の審査に関する内規

課程博士の学位論文（以下「博士論文」という。）の審査に関しては、「神戸女子大学学位規程」及び「神戸女子大学大学院看護学研究科規程」によるほかは、この内規による。

１．学長から博士論文の審査を付託されたときは、学位規程第６条に定める学位論文審査委員会（ 以下「審査委員会」という。）を設置する。
２．審査委員は３名以上とし、研究主指導教員によって、本看護学研究科の専任教員から推薦された教員を基に、看護学研究科委員会で主査１名、副査２名以上（外部審査委員を含むことができる）を決める。主査は、審査委員の互選で決めるが、研究主指導教員は兼務できないものとする。
３．審査委員会は博士論文の審査及び試験を行うとともに、公開の博士論文討論発表会を行って、これらの審査結果を研究科委員会に報告する。
４．研究科委員会は、学位規程第10条に基づき、審査委員会の報告により、学位授与の可否を審議し決定する。
５．この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、令和８ 年４月１日から施行する。

【規程番号　神女院Ｖ－032】

神戸女子大学大学院看護学研究科修士及び課程博士学位論文の審査基準に関する内規

Ⅰ．博士前期課程

１）専門看護師コース

審査委員が総合評価を行い、看護学研究科委員会で適当と判断された論文を合格とする。

【審査項目】

１．当該領域における修士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているか。

２．論文の記述（本文、図、表、引用文献など）が十分かつ適切であるか。

３．設定したテーマの研究に際して、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察が為されているか。

４．研究の遂行にあたり、該当する生命倫理・安全に関する指針を遵守し、必要な場合には「神戸女子大学人間を対象とする研究倫理委員会」の承認を得ているか。

５．先行研究や資料が適切に取扱われているか。

６．専門領域の看護実践の質向上につながる研究であるか。

２）研究コース

審査委員が総合評価を行い、看護学研究科委員会で適当と判断された論文を合格とする。

【審査項目】

１．当該研究領域における修士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているか。

２．論文の記述（本文、図、表、引用文献など）が十分かつ適切であるか。

３．設定したテーマの研究に際して、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察が為されているか。

４．研究の遂行にあたり、該当する生命倫理・安全に関する指針を遵守し、必要な場合には「神戸女子大学人間を対象とする研究倫理委員会」あるいは「神戸女子大学ポートアイランドキャンパス動物実験委員会」の承認を得ているか。

５．先行研究や資料が適切に取扱われているか。

６．申請者の新たな知見を加え、そこに創造性が認められるか。

Ⅱ．博士後期課程

看護学研究科博士後期課程において学位申請のため提出された論文の審査にあたっては、審査委員が主に以下の審査項目について総合的評価を行い、看護学研究科委員会で適当と判断された学位論文を合格とする。

【審査項目】

１．研究テーマの設定が学位に対して妥当なものであり、論文作成にあたっての問題意識と研究方法が明確に示されているか。

２．当該研究領域における博士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているか。

３．論文の記述（本文、図、表、引用文献など）が十分かつ適切であり、研究論文としての形式を備えているか。

４．設定したテーマの研究に際して、問題意識と研究方法が明確に示されており、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察が為されており、学術論文として完成しているか。

５．研究の遂行にあたり、該当する生命倫理・安全に関する指針を遵守し、必要な場合には「神戸女子大学人間を対象とする研究倫理委員会」あるいは「神戸女子大学ポートアイランドキャンパス動物実験委員会」の承認を得ているか。

６．先行研究や資料が適切に取扱われており、当該研究分野における研究の水準に到達しているか。

７．当該研究領域の理論的見地または実証的見地からみて、新規性、創造性、重要性、有用性が認められるか。

Ⅲ．内規の改廃

この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附　則

この内規は、令和8年4月1日から施行する。

神戸女子大学大学院看護学研究科修士及び課程博士学位論文の提出に関する申し合わせ

学位論文を提出するまでに申請者が満たしておくべき条件として、課程修了に必要な大学院科目の単位修得が見込めることとする。

学位論文の申請に関しては、「神戸女子大学大学院看護学研究科規程」及び「神戸女子大学学位規程」によるほかは、この申し合わせによる。

１．研究コースおよび専門看護師コースの修士論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の提出に関しては研究主指導教員、博士論文の提出に関しては研究主指導教員と研究副指導教員に申し出て指導・承認を受けること。（学位論文審査申請書の指導教員の署名・捺印欄によって確認できる）

２．学位授与の申請にあっては、必要書類（学位規程第4条に準ずる）をそえて教務課に提出すること。なお、修士論文と博士論文の提出期限は、毎年度年明け授業再開日から土曜・祝祭日を除き3日間までとする。9月修了予定の場合の提出期限は、下記の場合と同様に7月1日16時までに必要書類を添えて教務課へ提出するものとする。締切日が休業日に当たる場合はその翌日とする。

・所定の単位を修得しながら、修士論文を提出しなかった者および修士論文の審査において不合格となった者は、次の学期末に修了する機会が与えられる。その場合は、論文は7月1日16時までに必要書類を添えて教務課へ提出するものとする。締切日が休業日に当たる場合はその翌日とする。

３．論文の形式は、次のとおりとする。

（1）用語

・英文または和文

（2）書式

・Ａ4判、縦位置、横書きとし、上下3.5cm、左3.0cmの余白を設ける。両面印刷とする。
・英文の活字は、12ポイント、Timesとする。和文の活字は、10.5ポイント、明朝体とする。
・タイトル、目次、要約、本文、謝辞、文献、資料の順にまとめる。図表は、必要な箇所に挿入する。
・博士論文の場合、和文論文の場合には英文要旨を付ける。
・枚数は問わない。
・句読点、項立て、図表の示し方、文献の引用方法、文献リスト等は、投稿予定あるいは投稿した学会誌の形式に合わせる（審査用論文に投稿規定を添付する）。

（3）論文内容

＊博士前期課程（修士論文）

【研究コース】

・専門学術雑誌に掲載された学術論文であること、もしくは、申請者が専門学会などで発表していることが望ましいが、当該年度末までに発表予定の新たな知見と創造性が認められる内容をまとめた論文でもよい。

【専門看護師コース】

・専門領域の看護実践の質向上につながる研究をまとめたものとする。

＊博士後期課程（博士論文）

・主要論文は、査読のある学術専門誌（日本学術会議協力学術研究団体に登録されている学術団体が発行する学術誌あるいは国際学術誌、若しくは看護学研究科がこれに準ずると認定した学術誌）に投稿し、原著論文1編が掲載あるいは掲載予定である論文を中心に、大学院在籍中の研究をまとめたものとする。

・主要論文に関しては、各共著者が担当した役割を明らかにし、当該論文のデータを共著者が学位申請には使用しないことを明記した誓約書を添付すること。

・当該研究領域の理論的見地または実証的見地からみて、新規性、創造性、重要性、有用性が認められること。

（4）研究倫理

・人間を直接の対象とする研究および動物を対象とする研究は、それぞれ「神戸女子大学・神戸女子短期大学人間を対象とする研究倫理委員会」および「神戸女子大学・神戸女子短期大学ポートアイランドキャンパス動物実験運営委員会」をはじめ該当施設の倫理委員会の承認を得たことを明記し、承認番号を記載すること。

４． 提出部数

＊博士前期課程

・審査委員会用　1編3部

・最終提出用　提出論文を PDF で保存した電子データ。

（原則、卒業判定の研究科委員会開催日までに提出）

＊博士後期課程

・審査委員会用　1編3部

・最終提出用 提出論文を PDF で保存した電子データ。

（原則、卒業判定の研究科委員会開催日までに提出）

５．要旨

＊博士前期課程

・A4 横書き、800 字～1,200 字程度の和文要旨を、修士論文討論発表会用に必要部数を提出する。

・要旨は、背景・目的、方法、結果および考察、まとめ等の項目に分けて記載する。

・提出要旨を PDF で保存し、提出論文と同じ電子データに保存して提出する。

＊博士後期課程

・A4 横書き、800 字～1,200 字程度の和文要旨を、博士論文討論発表会用に必要部数提出する。

・要旨は、背景・目的、方法、結果および考察、まとめ等の項目に分けて記載する。

・提出要旨を PDF で保存し、提出論文と同じ電子データに保存して提出する。

神戸女子大学大学院看護学研究科論文博士学位論文の提出に関する申し合わせ

学位論文の申請に関しては、「神戸女子大学大学院看護学研究科規程」及び「神戸女子大学学位規程」によるほかは、この申し合わせによる。

１．論文の提出に関して、事前に関係教員に相談すること。また、関係教員が不明の場合は、教務課を通じて研究科長に相談すること。
２．論文提出に際しては、査読つき雑誌などに１編以上の論文があることを基準とする。
３．学位申請論文とその要旨は教務課に提出する。
４．論文は未発表・既発表を問わない。
５．論文の形式は、次のとおりとする。

（１）用語

・英文または和文

（２）書式

・Ａ４判、縦位置、横書きとし、上下 3.5cm、左右 3.0cm の余白を設ける。両面印刷とする。
・英文の活字は、12 ポイント、Times とする。和文の活字は、10.5 ポイント、明朝体とする。
・タイトル、目次、要約、本文、謝辞、文献、資料の順にまとめる。図表は、必要な箇所に挿入する。
・和文論文の場合には英文要旨を付ける。
・枚数は問わない。
・句読点、項立て、図表の示し方、文献の引用方法、文献リスト等は、投稿予定あるいは投稿した学会誌の形式に合わせる（審査用論文に投稿規定を添付する）。

（３）論文内容

・主要論文は、査読のある学術専門誌（日本学術会議協力学術研究団体に登録されている学術団体が発行する学術誌あるいは国際学術誌、若しくは看護学研究科がこれに準ずると認定した学術誌）に投稿し、原著論文１編が掲載あるいは掲載予定である論文を中心にまとめたものとする。
・主要論文に関して共著者がある場合は、各共著者が担当した役割を明らかにし、当該論文のデータを共著者が学位申請には使用しないことを明記した誓約書を添付すること。
・当該研究領域の理論的見地または実証的見地からみて、新規性、創造性、重要性、有用性が認められること。

（４）研究倫理

・ 人間を直接の対象とする研究および動物を対象とする研究は、それぞれ「神戸女子大学・神戸女子短期大学人間を対象とする研究倫理委員会」および「神戸女子大学・神戸女子短期大学ポートアイランドキャンパス動物実験運営委員会」をはじめ該当施設の倫理委員会の承認を得たことを明記し、承認番号を記載すること。

6．提出部数

・審査委員会用　1編3部

・最終提出用 提出論文を PDF で保存した電子データ。（原則、合否判定の研究科委員会開催日までに専攻主任に提出）

7．要旨

・A 4 横書き、800 字～ 1,200 字程度の和文要旨を、博士論文討論発表会用に必要部数提出する。

・要旨は、背景・目的、方法、結果および考察、まとめ等の項目に分けて記載する。

・提出要旨を PDF で保存し、提出論文と同じ電子データに保存して専攻主任に提出する。

【規程番号　神女院Ｖ－035】

神戸女子大学大学院心理学研究科修士論文の審査に関する内規

修士論文の審査に関しては、「神戸女子大学学位規程（以下「学位規程」という。）」及び「神戸女子大学大学院心理学研究科規程」によるほかは、この内規による。

１．学長から修士論文の審査を付託されたときは、学位規程第６条に定める学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
２．審査委員は３名以上とし、研究主指導教員によって、本心理学研究科の専任教員から推薦された教員を基に、心理学研究科委員会で主査１名、副査２名以上（外部審査委員会を含むことができる）を決める。主査は、審査委員の互選で決めるが、研究主指導教員は兼務できないものとする。
３．審査委員会は修士論文の審査及び試験を行うとともに、公開の修士論文討論発表会を行って、これらの審査結果を研究科委員会に報告する。
４．研究科委員会は、学位規程第１０条に規定する審査委員会の報告に基づき、審査委員会の報告により、学位授与の可否を審議し決定する。
５．この内規の改廃は、部局長会の意見を聴き学長が行う。

附　則

この内規は、令和８年４月１日から施行する。

神戸女子大学大学院心理学研究科修士課程提出論文に関する内規

学位論文を提出するまでに申請者が満たしておくべき条件として次の２項がある。

１）課程修了に必要な大学院科目の単位修得が見込めること

２）高度の研究能力、およびその基礎となる学識を有することを示す客観的資料があること

学位論文に関しては、「神戸女子大学大学院心理学研究科規程」及び「神戸女子大学学位規程」によるほかは、この内規による。

１．修士論文の提出に関しては研究主指導教員に申し出て指導・承認を受けること。

２．学位授与の申請にあっては、必要書類（学位規程第 4 条に準ずる）を添えて教務課に提出すること。なお、提出期限は、11 月 30 日 16 時までとする。9 月修了予定の場合の提出期限は、下記の場合と同様に 7 月 31 日 16 時までに必要書類を添えて教務課へ提出するものとする。締切日が休業日にあたる場合はその翌日とする。

・所定の単位を修得しながら、修士論文を提出しなかった者および修士論文の審査において不合格となった者は、次の学期末に修了する機会が与えられる。その場合、論文は 7 月 31 日 16 時までに必要書類を添えて教務課へ提出するものとする。締切日が休業日にあたる場合はその翌日とする。

３．論文は未発表・既発表を問わない。

４．論文の形式は、次のとおりとする。

(1) 用語

・英文または和文

(2) 書式

・Ａ４判、縦位置、横書きとし、上下 3.5cm、左 3.5cm、右 2.5cm の余白を設ける。

・英文の活字は、12 ポイント、Times とする。和文の活字は、12 ポイント、明朝体とする。

・日本語での論文においても表及び図の説明は、英語で記載することが望ましい。

・枚数は 800 字/ページで 20 枚以上とする。

(3) 論文内容

・専門学術雑誌への投稿もしくは専門学会での発表に足る内容であること。

・申請論文では、研究の背景と目的を専門外の教員にも理解できるように書き、新たな知見を加え、当該研究領域の理論的見地または実証的見地から見て、そこに創造性が認められること。

(4) 研究倫理

・人間を直接の対象とする研究および動物を対象とする研究は、原則として、それぞれ神戸女子大学・神戸女子短期大学人間を対象とする研究倫理委員会および動物実験運営委員会をはじめ該当施設の専門委員会の承認を得たことを明記し、承認番号を記載すること。

５．提出部数

・１編３部

ただし、参考として副論文を添えることができる。

・提出論文を PDF で保存した電子データ。

６．要旨

・Ａ４横書き、日本語または英語で 800 字～1,100 字程度の修士論文討論発表会用要旨を提出する。

・要旨は、原則として背景・目的、方法、結果および考察、まとめ等の項目に分けて記載する。

・提出要旨を PDF で保存し、提出論文と同じ電子データに保存して提出する。

７．この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この内規は、令和８年４月１日から施行する。

神戸女子大学大学院心理学研究科修士課程学位論文の審査基準に関する内規

日ごろの研究指導や研究発表会などを通して、審査委員が総合評価を行い、研究科委員会で適当と判断された論文を合格とする。なお、審査委員は専攻主任の推薦を基に専攻会議で主査１名と副査２名以上（外部審査委員を含む）を決める。

【審査項目】

1　当該研究領域における修士としての十分な知識を修得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているか。
2　論文の記述（本文、図、表、引用文献など）が十分かつ適切であるか。
3　設定したテーマの研究に際して、適切な研究方法、調査・実験方法、あるいは論証方法を採用し、それに則って具体的な分析・考察が為されているか。
4　研究の遂行にあたり、該当する生命倫理・安全に関する指針を遵守し、必要な場合には倫理委員会の承認を得ているか。
5　先行研究や資料が適切に取扱われているか。
6　申請者の新たな知見を加え、そこに創造性が認められるか。

＊内規の改廃

この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この内規は、令和８年４月１日から施行する。

【規程番号　神女院Ｖ－038】

神戸女子大学大学院家政学研究科博士前期課程
早期修了候補者の選考に関する細則

（目的）

第１条　この細則は、神戸女子大学大学院学則第 22 条の規定に基づき、神戸女子大学大学院　　博士前期課程早期修了候補者（以下「候補者」という。）の選考に関し、必要事項を定めることを目的とする。

（委員会の設置）

第２条　研究科長は、候補者の選考を行うため、博士前期課程早期修了候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。委員会は、研究科長、各専攻主任及び候補予定者の専攻から推薦された１名の教員から構成される。ただし、候補予定者の指導教員（主指導教員）は委員会のメンバーになることはできない。

（候補者の選考等）

第３条 早期修了を申請する学生（以下「申請者」という。）は、次の各号に記載の書類を、所定の期日までに研究科長に提出する。

（1）早期修了申請書（別記様式）

（2）大学院在籍中における顕著な研究業績

（3）大学院の単位に関して、修得済単位や修得予定単位等、早期修了が可能なことを示す書類

（4）その他所属する研究科長が指定する書類

２　委員会は前項に記載の書類、申請者への試問等を基に、次条に定める選考基準に照し合せ、候補者の選考を行う。

３　研究科長は委員会の選考結果を申請のあった翌月の研究科委員会で報告し、研究科委員会出席者の過半数以上の承認が得られた申請者を候補者とする。

（選考基準）

第４条　候補者の選考に関する基準は、次に示すとおりである。

（1）提出された研究業績を次の観点から評価する。

ア　問題意識の明確さ

イ　研究テーマに適用した方法、研究内容の妥当性

ウ　研究の整理と評価の妥当性

エ　資料収集及び実験遂行の程度

オ　検証の妥当性

カ　論旨の展開における論理性と表現力

キ　研究領域に対する貢献性

ク　研究の独創性

（2）修士論文中間発表会において発表を行なっていること、およびその内容。

（候補者の義務）

第５条 候補者となった者は修士論文討論発表会にて発表を行わなければならない。

2　候補者となり、後期課程に進学しようとする者は、早期修了申請書において、これからの研究計画を提示しなければならない。

第６条　この細則の改廃は、研究科委員会の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、令和５年４月１日から施行する。

別記様式（第３条関係）

年　　月　　日

早期修了申請書

１．所属研究科・専攻：　家政学研究科・　　XX 専攻

２．申請者氏名：　　印

３．指導教員名：

４．前期課程における研究計画とその進捗状況
（3000～3500 字、A4 判 2、3 ページ相当）

(1) 研究の目的（背景・独自性・創造性なども含む）

(2) 研究の方法（特に工夫を凝らしたものがあれば、それがわかるように記載）

(3) 研究の結果と考察（得られた結果による学術的な影響力・インパクトなども含む）

５．後期課程における研究計画（後期課程進学者のみ）
（1500～2000 字、A4 判 1～2 ページ相当で記載）

「前期課程における研究計画とその進捗状況」をふまえて、これからの研究計画を記載する。なお、これからの研究のテーマが現在までのものと異なる場合は、これからの研究の目的（背景・独自性・創造性・学術的な影響力やインパクトなども含む）をあらためて 3000～3500 字、A4 判 3～4 ページ相当で記載する。

６．研究業績（投稿論文、図書、特許、学会発表、競争的資金の獲得状況など。なお学会発表については、海外・国内・口頭・ポスターなどの種別がわかるように記載する。）

７．研究または教育に関する補助業務歴（TA、非常勤講師、インターンシップなど）

８．受賞歴

９．その他、選考に当たり考慮してほしいこと

神戸女子大学大学院文学研究科博士前期課程
早期修了候補者の選考に関する細則

（目的）

第１条　この細則は、神戸女子大学大学院学則第 22 条の規定に基づき、神戸女子大学大学院博士前期課程早期修了候補者（以下「候補者」という。）の選考に関し、必要事項を定めることを目的とする。

（委員会の設置）

第２条　研究科長は、候補者の選考を行うため、博士前期課程早期修了候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。委員会は、研究科長、各専攻主任及び候補予定者の専攻から推薦された 1 名の教員から構成される。ただし、候補予定者の指導教員（主指導教員）は委員会のメンバーになることはできない。

（候補者の選考等）

第３条 早期修了を申請する学生（以下「申請者」という。）は、次の各号に記載の書類を、所定の期日までに研究科長に提出する。

(1) 早期修了申請書（別記様式）
(2) 卒業論文又はそれに準ずる成果物
(3) 学部の成績証明書
(4) 大学院の単位に関して、修得済単位や修得予定単位等、早期修了が可能なことを示す書類その他所属する研究科長が指定する書類

２　委員会は前項に記載の書類、申請者への試問等を基に、次条に定める選考基準に照し合せ、候補者の選考を行う。

３　研究科長は委員会の選考結果を研究科委員会で報告し、研究科委員会出席者の過半数以上の承認が得られた申請者を候補者とする。

（選考基準）

第４条　候補者の選考に関する基準は、次の各号に示すとおりである。

(1) 学部での優れた成績
(2) 大学院入試での優れた成績
(3) 次の観点で評価される優れた研究実績
　ア 問題意識の明確さ
　イ 研究テーマに適用した方法、研究内容の妥当性
　ウ 研究の整理と評価の妥当性
　エ 資料収集及び実験遂行の程度
　オ 検証の妥当性
　カ 論旨の展開における論理性と表現力
　キ 研究領域に対する貢献性
　ク 研究の独創性

第５条　この細則の改廃は、研究科委員会の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第 3 条関係）

年　　月　　日

早期修了申請書

１．所属研究科・専攻：　文学研究科・　　XX 専攻

２．申請者氏名：　　印

３．指導教員名：

４．現在までの研究状況（3000～3500 字、A4 判 2、3 ページ相当）

(1) 研究の目的（背景・独自性・創造性なども含む）

(2) 研究の方法（特に工夫を凝らしたものがあれば、それがわかるように記載）

(3) 研究の結果と考察（得られた結果による学術的な影響力・インパクトなども含む）

５．これからの研究計画（1500～2000 字、A4 判 1～2 ページ相当で記載）

「現在までの研究状況」をふまえて、これからの研究計画を記載する。
もしこれからの研究のテーマが現在までのものと異なる場合は、これからの研究の目的（背景・独自性・創造性・学術的な影響力やインパクトなども含む）をあらためて記載する。この場合は 3000～3500 字で記載する。

６．研究業績（投稿論文、図書、特許、学会発表、競争的資金の獲得状況など。なお学会発表については、海外・国内・口頭・ポスターなどの種別がわかるように記載する。）

７．研究または教育に関する補助業務歴（TA、非常勤講師、インターンシップなど）

８．受賞歴

９．その他、選考に当たり考慮してほしいこと

神戸女子大学大学院健康栄養学研究科修士課程
早期修了候補者の選考に関する細則

（目的）

第１条　この細則は、神戸女子大学大学院学則第 22 条の規定に基づき、神戸女子大学大学院修士課程早期修了候補者（以下「候補者」という。）の選考に関し、必要事項を定めることを目的とする。

（委員会の設置）

第２条　研究科長は、候補者の選考を行うため、修士課程早期修了候補者選考委員会　（以下「委員会」という。）　を置く。委員会は、研究科長、各専攻主任及び候補予定者の専攻から推薦された 1 名の教員から構成される。　ただし、候補予定者の指導教員（複数指導にあたっては主指導教員）は委員会のメンバーになることはできない。

（候補者の選考等）

第３条　早期修了を申請する学生（以下「申請者」という。）は、次の各号に記載の書類を、所定の期日までに研究科長に提出する。

(1) 早期修了申請書（別記様式）
(2) 大学院在籍中における顕著な研究業績
(3) 学部の成績証明書
(4) 大学院の単位に関して、修得済単位や修得予定単位等、早期修了が可能なことを示す書類
(5) その他所属する研究科長が指定する書類

2　委員会は前項に記載の書類、大学院入試の成績及び申請者へのヒアリング等を基に、次条に定める選考基準に照し合せ、候補者の選考を行う。

3　研究科長は委員会の選考結果を研究科委員会で報告し、研究科委員会出席者の過半数以上の承認が得られた申請者を候補者とする。

（選考基準）

第４条　候補者の選考に関する基準は、次の各号に示すとおりである。

(1) 学部での優れた成績（GPA 上位 10%以内）
(2) 大学院入試での優れた成績（80 点以上）
(3) 次の観点で評価される優れた研究実績と研究計画
　ア 問題意識の明確さ
　イ 研究テーマに適用した方法、研究計画の妥当性
　ウ 先行研究の整理と評価の妥当性
　エ 資料収集及び実験遂行の程度
　オ 検証の妥当性
　カ 論旨の展開における論理性と表現力
　キ 研究領域に対する貢献性
　ク 研究の独創性
(4) 修士論文中間発表会において発表を行っていること、およびその内容

第５条　委員会は、申請者が前条の条件（１）から（３）を満たしていると判断した場合、研究科委員会の同意を得て修士論文中間発表会で発表を認めることができる。

第６条　この細則の改廃は、研究科委員会の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、令和５年４月１日から施行する。

別記様式（第３条関係）

年　　月　　日

早期修了申請書

１．所属研究科・専攻：　健康栄養学研究科・健康栄養学専攻

２．申請者氏名：　　印

３．指導教員名：

４．現在までの研究状況（3000～3500 字で記載、A4 判 2、3 ページ相当）

(1) **研究の目的**（背景・独自性・創造性なども含む）

(2) **研究の方法**（特に工夫を凝らしたものがあれば、それがわかるように記載）

(3) **研究の結果と考察研究の結果と考察**（得られた結果による学術的な影響力・インパクトなども含む）

５．これからの研究計画（1500～2000 字、A4 判 1、2 ページ相当）

「現在までの研究状況」をふまえて、これからの研究計画を記載する。
なお、これからの研究のテーマが現在までのものと異なる場合は、これからの研究の目的（背景・独自性・創造性・学術的な影響力やインパクトなども含む）をあらためて記載する。この場合は 3000～3500 字記載する。

６．研究業績（投稿論文、図書、特許、学会発表、競争的資金の獲得状況など。なお学会発表については、海外・国内・口頭・ポスターなどの種別がわかるように記載する。）

７．研究または教育に関する補助業務歴（TA、非常勤講師、インターンシップなど）

８．受賞歴

９．その他、選考に当たり考慮してほしいこと

神戸女子大学大学院看護学研究科博士前期課程
早期修了候補者の選考に関する細則

（目的）

第１条　この細則は、神戸女子大学大学院学則第 22 条の規定に基づき、神戸女子大学大学院　　博士前期課程早期修了候補者（以下「候補者」という。）の選考に関し、必要事項を定めることを目的とする。

（委員会の設置）

第２条　研究科長は、候補者の選考を行うため、博士前期課程早期修了候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。委員会は、研究科長、専攻主任あるいは教務班長及び候補予定者の分野から推薦された１名の教員から構成される。ただし、候補予定者の主指導教員は委員会のメンバーになることはできない。

（候補者の選考等）

第３条 早期修了を申請する学生（以下「申請者」という。）は、次の各号に記載の書類を、所定の期日までに研究科長に提出する。

(1) 早期修了申請書（別記様式）
(2) 課題探究レポート又はそれに準ずる成果物
(3) 学部の成績証明書
(4) 大学院の単位に関して、修得済単位や修得予定単位等、早期修了が可能なことを示す書類
(5) その他所属する研究科長が指定する書類

２　委員会は前項に記載の書類、大学院入試の成績及び申請者へのヒアリング等を基に、次条に定める選考基準に照し合せ、候補者の選考を行う。

３　研究科長は委員会の選考結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会出席者の過半数以上の承認が得られた申請者を候補者とする。

（選考基準）

第４条　候補者の選考に関する基準は、次の各号に示すとおりである。

(1) 学部での優れた成績（GPA 上位 10%以内）
(2) 大学院入試での優れた成績（90 点以上）
(3) 次の観点で評価される優れた研究実績（課題探究レポート、早期修了申請書、ヒアリング等）と研究計画（早期修了申請書、ヒアリング等）
　ア 問題意識の明確さ
　イ 論文の記述の適切性
　ウ 研究テーマに適用した研究方法及び検証の妥当性
　エ 研究倫理の遵守
　オ 先行研究の整理と評価の妥当性
　カ 研究の新たな知見や創造性

第５条 この細則の改廃は、研究科委員会の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第３条関係）

年　　月　　日

早期修了申請書

１．所属研究科・専攻：　看護学研究科・看護学専攻

２．申請者氏名：　　印

３．指導教員名：

４．現在までの研究状況（3000～3500 字で記載（A4 判 2、3 ページ相当）、現在までの研究の目的、研究の方法、研究の結果と考察を記載する。）

(1) **研究の目的**（背景・独自性・創造性なども含む）

(2) **研究の方法**（特に工夫を凝らしたものがあれば、それがわかるように記載）

(3) **研究の結果と考察**（得られた結果による学術的な影響力・インパクトなども含む）

５．これからの研究計画（1500～2000 字、A4 判 1、2 ページ相当）

「現在までの研究状況」をふまえて、これからの研究計画を記載する。
もしこれからの研究のテーマが現在までのものと異なる場合は、これからの研究の目的（背景・独自性・創造性・学術的な影響力やインパクトなども含む）をあらためて記載する。この場合は 3000～3500 字で記載する。

６．研究業績（投稿論文、図書、特許、学会発表、競争的資金の獲得状況など。なお学会発表については、海外・国内・口頭・ポスターなどの種別がわかるように記載する。）

７．研究または教育に関する補助業務歴（TA、非常勤講師、インターンシップなど）

８．受賞歴

９．その他、選考に当たり考慮してほしいこと

【規程番号　神女院Ｖ－042】

神戸女子大学大学院心理学研究科修士課程早期修了候補者の選考に関する細則

（目的）

第１条　この細則は、神戸女子大学大学院学則第 22 条の規定に基づき、神戸女子大学大学院修士課程早期修了候補者（以下「候補者」という。）の選考に関し、必要事項を定めることを目的とする。

（委員会の設置）

第２条　研究科長は、候補者の選考を行うため、修士課程早期修了候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。委員会は、研究科長、各専攻主任及び候補予定者の専攻から推薦された １名の教員から構成される。ただし、候補予定者の指導教員（複数指導にあたっては主指導教員）は委員会のメンバーになることはできない。

（候補者の選考等）

第３条　早期修了を申請する学生（以下「申請者」という。）は、次の各号に記載の書類を、所定の期日までに研究科長に提出する。

(1) 早期修了申請書（別記様式）
(2) 大学院在籍中における顕著な研究業績
(3) 学部の成績証明書
(4) 大学院の単位に関して、修得済単位や修得予定単位等、早期修了が可能なことを示す書類
(5) その他所属する研究科長が指定する書類

２　委員会は前項に記載の書類、大学院入試の成績及び申請者へのヒアリング等を基に、次条に定める選考基準に照し合せ、候補者の選考を行う。

３　研究科長は委員会の選考結果を研究科委員会で報告し、研究科委員会出席者の過半数以上の承認が得られた申請者を候補者とする。

（選考基準）

第４条　候補者の選考に関する基準は、次の各号に示すとおりである。

(1) 学部での優れた成績（GPA 上位 10%以内）
(2) 大学院入試での優れた成績（80 点以上）
(3) 次の観点で評価される優れた研究実績と研究計画
　ア 問題意識の明確さ
　イ 研究テーマに適用した方法、研究計画の妥当性
　ウ 先行研究の整理と評価の妥当性
　エ 資料収集及び実験遂行の程度
　オ 検証の妥当性
　カ 論旨の展開における論理性と表現力
　キ 研究領域に対する貢献性
　ク 研究の独創性
(4) 修士論文中間発表会において発表を行なっていること、およびその内容

第５条　委員会は、申請者が前条の条件(1)から(3)を満たしていると判断した場合、研究科委員会の同意を得て修士論文中間発表会で発表を認めることができる。

第６条　この細則の改廃は、研究科委員会の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、令和８年４月１日から施行する。

別記様式（第３条関係）

年　　月　　日

早期修了申請書

１．所属研究科・専攻：　心理学研究科・心理学専攻

２．申請者氏名：　　印

３．指導教員名：

４．現在までの研究状況（3000～3500 字で記載、A4 判 2、3 ページ相当）

(1)　研究の目的（背景・独自性・創造性なども含む）
(2)　研究の方法（特に工夫を凝らしたものがあれば、それがわかるように記載）
(3)　研究の結果と考察（得られた結果による学術的な影響力・インパクトなども含む）

５．これからの研究計画（1500～2000 字、A4 判 1、2 ページ相当）

「現在までの研究状況」をふまえて、これからの研究計画を記載する。
なお、これからの研究のテーマが現在までのものと異なる場合は、これからの研究の目的（背
景・独自性・創造性・学術的な影響力やインパクトなども含む）をあらためて記載する。
この場合は 3000～3500 字で記載する。

６．研究業績（投稿論文、図書、特許、学会発表、競争的資金の獲得状況など。なお学会発表
については、海外・国内・口頭・ポスターなどの種別がわかるように記載する。）

７．研究または教育に関する補助業務歴（TA、非常勤講師、インターンシップなど）

８．受賞歴

９．その他、選考に当たり考慮してほしいこと